第11章 国際関係業務

第1 独占禁止協力協定等

近年,複数の国・地域の競争法に抵触する事案,複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど,競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ,公正取引委員会は,二国間独占禁止協力協定等に基づき,関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど,外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

なお、平成28年3月15日に行われた欧州委員会競争総局との競争当局間協議において、 今後、審査過程において入手した情報の交換ができるよう、同協定を改正するための交 渉の準備を開始することで一致したところである。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

平成26年度に締結したブラジル経済擁護行政委員会及び韓国公正取引委員会との協力に関する覚書並びに平成27年度に締結したオーストラリア競争・消費者委員会及び中国国家発展改革委員会との協力に関する覚書等に加え、平成28年度においては、更に以下の三つの競争当局との間で覚書等を締結した。

(1) 中国商務部との協力に関する覚書

公正取引委員会は、中華人民共和国の競争当局の一つである商務部との間で、平成28 年4月11日に「日本国公正取引委員会と中華人民共和国商務部との間の独占禁止協力に 関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間に おける情報交換、年次協議、技術協力等を規定している。

(2) ケニア競争当局との協力に関する覚書

公正取引委員会は、ケニア共和国の競争当局との間で、平成28年6月9日に「日本国 公正取引委員会とケニア競争当局との間の協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づ く協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における情報交換、技術協力等を規定し ている。

(3) モンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め

公正取引委員会は、モンゴル国の競争当局であるモンゴル公正競争・消費者保護庁との間で、平成29年3月15日に「日本国公正取引委員会とモンゴル公正競争・消費者保護庁との協力に関する取決め」に署名し、同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは、両競争当局間における情報交換、定期協議、共同のプロジェクト及びプログラムの実施等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成28年度における協議の開催状況は、第1表のとおりである。

第1表 平成28年度における競争当局間協議の開催状況

| | 期日及び場所 | 相手当局 |
|----|-------------------------|-------------|
| 米国 | 平成28年7月14日 ワシントンD.C. | 連邦取引委員会 |
| | | 司法省反トラスト局 |
| 中国 | 平成28年9月13日及び14日 東京及び名古屋 | 中国国家発展改革委員会 |
| 韓国 | 平成28年12月16日 東京 | 韓国公正取引委員会 |

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。我が国は、現在、EU、中国・韓国、トルコ等との間で経済連携協定等の締結交渉を行っており、また、東アジア地域包括的経済連携(RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)の締結交渉を行っている。競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに署名・締結した経済連携協定のうち、第2表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が署名・締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられてい るもの

| 協定名 | 状況 |
|------------------|--------------|
| 日・シンガポール経済連携協定 | H14.1署名 |
| | H14.11発効(注1) |
| 日・メキシコ経済連携協定 | H16.9署名 |
| | H17.4発効 |
| 日・マレーシア経済連携協定 | H17.12署名 |
| | H18.7発効 |
| 日・フィリピン経済連携協定 | H18.9署名 |
| | H20.12発効 |
| 日・チリ経済連携協定 | H19.3署名 |
| | H19.9発効 |
| 日・タイ経済連携協定 | H19.4署名 |
| | H19.11発効 |
| 日・インドネシア経済連携協定 | H19.8署名 |
| | H20.7発効 |
| 日・ASEAN包括的経済連携協定 | H20.4署名(注2) |
| | 一部発効(注3) |
| 日・ベトナム経済連携協定 | H20.12署名 |
| | H21.10発効 |
| 日・スイス経済連携協定 | H21.2署名 |
| | H21.9発効 |
| 日・インド経済連携協定 | H23.2署名 |
| | H23.8発効 |
| 日・ペルー経済連携協定 | H23.5署名 |
| | H24.3発効 |
| 日・オーストラリア経済連携協定 | H26.7署名 |
| | H27.1発効 |
| 日・モンゴル経済連携協定 | H27.2署名 |
| | H28.6発効 |
| 環太平洋パートナーシップ (TP | H28. 2署名 |
| P)協定 | |

- (注1) 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章 については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われ
- (注2) 平成20年4月に日本及び全ASEAN構成国の署名が完了した。
- (注3) 日本とシンガポール, ラオス, ベトナム及びミャンマーとの間では平成20年12月に、ブルネイとの間で は平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では 同年12月に、フィリピンとの間では平成22年7月に発効した。インドネシアとの間では未発効である。

第4 多国間関係

| 1 国際競争ネットワーク(ICN:International Competition Network)

(1) ICNの概要

ICNは、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的とし て平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成28年度 末現在,122か国・地域から135の競争当局が参加している。このほか,国際機関,研究 者, 弁護士等の非政府アドバイザー (Non-Governmental Advisors: NGA) もICN に参加している。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会(Steering Group)により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにICNの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会サブグループ(SG1)の共同議長を務め、平成29年5月からは企業結合作業部会の共同議長を務めている。

また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、平成28年度の第15回年次総会は、平成28年4月27日から同月29日にかけてシンガポールにおいて開催され、公正取引委員会からは委員及び事務総局の職員5名がスピーカー等として参加した。

平成28年度における主な会議の開催状況は、第3表のとおりである。

| | A = W | | |
|-----|--------------|-------------|--|
| | | | |
| 弗3表 | 平成28年度における10 | Nの主な会議の開催状況 | |

| 会議 | 期日 | 場所 |
|----------------------------|-----------------|---------------|
| Second Decade に関するラウンドテーブル | 平成28年4月5日 | 米国・ワシントンD. C. |
| 第15回年次総会 | 平成28年4月27日~29日 | シンガポール |
| チーフエコノミスト向けワークショップ | 平成28年9月12日及び13日 | カナダ・バンクーバー |
| カルテルワークショップ | 平成28年10月3日~5日 | スペイン・マドリッド |
| アドボカシーワークショップ | 平成28年11月3日及び4日 | メキシコ・メキシコシティ |
| 企業結合ワークショップ | 平成29年2月15日及び16日 | 米国・ワシントンD. C. |

(2) 各作業部会の活動状況

平成28年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ(SG1)及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ(SG2)が設置されている。

第15回年次総会以降, SG1においては,経験の浅い競争当局がリニエンシー制度 を導入する際に有用となる「効果的かつ効率的なリニエンシープログラムのための チェックリスト」の作成作業,また,公正取引委員会の主導の下,「カルテル事案に おける制裁金の設定」に関する報告書の改訂作業が行われたほか,「審査ツール及び 探知の手法」及び「情報の開示及び証拠開示手続」をテーマとした電話セミナーが実施され、公正取引委員会事務総局の職員がモデレーターやスピーカーを務めた。また、当委員会は、SG1の共同議長として、前記電話セミナーと同一のテーマにより、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主催した。

他方、SG2においては、公正取引委員会の主導の下、平成27年度に「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」を設立し、運用を行っているほか、反カルテル執行テンプレートの改訂作業を行った。また、SG2は、ICNに加盟する競争当局のカルテル審査担当者が実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを主催している。平成28年度のワークショップは、平成28年10月、スペイン・マドリッドにおいて開催され、「カルテルに対する法執行の強化」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員6名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降,同作業部会においては,企業結合審査に関して推奨される慣行のうち,新たに「効率性」の章の作成作業を行ったほか,「企業結合届出及び審査手続に関して推奨される慣行」のうち,「企業結合届出基準・届出対象」及び「問題解消措置」の章の改訂作業を行った。また,同作業部会は,公正取引委員会の主導の下,平成24年に「企業結合審査に係る国際協力のためのフレームワーク」を設立し,運用を行っている。さらに,平成29年2月,企業結合ワークショップが米国・ワシントンD. C. において開催され,「企業結合審査テクニック」をテーマとして議論が行われ,当委員会事務総局の職員3名がスピーカー等として参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降,同作業部会においては、様々な単独行為の形態を分析する手法を取りまとめている「単独行為ワークブック」のうち、「単独行為の分析枠組み」の章が作成されたほか、「単独行為事案における効率性」及び「垂直的制限」をテーマとした電話セミナーを実施した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は,競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第15回年次総会以降,同作業部会においては,「効果的なアドボカシー戦略の策定」及び「アドボカシー活動の結果のモニタリング及び評価」をテーマとした電話セミナーを実施し,「効果的なアドボカシー戦略の策定」に関する報告書を作成したほか,「市場調査の選定及び実施における原則に関するハンドブック」の利用促進のた

めの小冊子の作成や、「一般市民向けの競争の利益の説明」に関する文書を作成した。また、同作業部会は、世界銀行との共催で、各競争当局の競争唱導の成功例に関する平成28-29年アドボカシーコンテストを開催した。さらに、平成28年11月、アドボカシーワークショップがメキシコ・メキシコシティにおいて開催され、「効果的なアドボカシー戦略の策定」をテーマとして議論が行われ、当委員会事務総局の職員2名がスピーカー等として参加した。

才 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された、競争政策の実施に関する作業部会が、平成21年5月に改組されたものである。

第15回年次総会以降,同作業部会においては,競争当局の実務マニュアルのうち,新たに「競争当局によるソーシャルメディアの利用」及び「競争当局における職員研修プログラム」に関する章を作成したほか,競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するICNトレーニング・オン・デマンド・プロジェクトに関して,新たに「国際機関」,「手続の公平性」及び「競争評価」をテーマとしたビデオ教材の作成に取り組んだ。また,同作業部会は,「当局のコミュニケーション:ウェブサイト及びソーシャルメディアに関する戦略と活用」及び「競争当局における職員研修プログラム」をテーマとした電話セミナーを実施した。

2 経済協力開発機構(OECD)・競争委員会(COMP:Competition Committee)

(1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月に現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年のOECD加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。本会合においては、各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか、その時々の重要課題について討議が行われている。平成28年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり(第4表参照)であり、当委員会からは、委員及び数名の事務総局職員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第4表 平成28年度における競争委員会の開催状況

| 期日 | 会議 | | |
|-------------------|--|--|--|
| 平成28年6月13日~同月17日 | 第125回本会合,第61回第2作業部会(競争と規制),第123回第3作業部会 | | |
| | (協力と執行) | | |
| 平成28年11月28日~12月2日 | 第126回本会合,第62回第2作業部会(競争と規制),第124回第3作業部会 | | |
| | (協力と執行), 第15回競争に関するグローバルフォーラム | | |

(注) 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 平成28年6月の第125回本会合においては、①忠誠リベートに係るラウンドテーブル 討議、②確約決定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また、同年11月の第126 回本会合においては、①ビッグデータに関するヒアリング、②価格差別に係るラウンド テーブル討議等が行われた。
- (3) 競争委員会に属する各作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムの平成28年度における主要な活動は、次のとおりである。
 - ア 第2作業部会では、平成28年6月の会合においては、法律サービス分野における破壊的技術革新に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また、同年11月の会合においては、陸上運送に関するイノベーションと競争に係るラウンドテーブル討議等が行われた。
 - イ 第3作業部会では、平成28年6月の会合においては、①企業結合規制における公共の利益の考慮に係るラウンドテーブル討議、②企業結合規制の枠組みにおける管轄圏の関連性に係るラウンドテーブル討議等が行われた。また、同年11月の会合においては、①地理的市場画定に係るラウンドテーブル討議、②企業結合審査において競争当局が企業結合を禁止するか条件付で認めるかの意思決定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。
 - ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、平成28年12月の会合において、①競争当局の独立性に係るラウンドテーブル討議、②競争法違反への制裁に係るラウンドテーブル討議等が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップ等が一堂に会し、その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成28年度においては、公正取引委員会は、平成28年9月に韓国・ソウルにおいて韓国 競争当局等との共催により、第12回東アジア競争政策トップ会合を開催した。

4 アジア太平洋経済協力(APEC)

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競争政策・規制緩和グループ(CPDG)が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会(EC)の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ(CPLG)に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月までCPLG(改称前においてはCPDG)の議長を務め、平成28年1月からはCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成28年度において、公正取引委員会は、平成29年2月にベトナム・ニャチャンにおいて開催されたCPLG会合において、我が国の競争法の執行等について報告を行うとともに、同時期に開催された「競争政策における経済学セミナー」において、公正取引委員会競争政策研究センター(CPRC)の「企業結合審査における輸入圧力等の評価に係る事後検証」をテーマに、我が国の経済分析実務について説明を行った。

5 国連貿易開発会議(UNCTAD)

昭和55年,UNCTAD主催による制限的商慣行国連会議において,「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」(以下「原則と規則」という。)が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年のUNCTAD第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成28年度においては、平成28年10月19日から同月21日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第15回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務総局の職員が同会合に出席した。同会合においては、副議長として「競争当局と司法の関係における法的確実性の促進」及び「食品小売市場における競争政策の執行:バイヤーパワーと消費者利益」のラウンドテーブルにおいてモデレーターを務めたほか、「民間部門における競争法遵守強化」及び「競争法及び競争政策における能力向上」に関するラウンドテーブルにおいてパネリストを務めるなどした。

また、公正取引委員会は、平成28年7月からUNCTAD競争消費者政策課に当委員会事務総局の職員1名を派遣するなど、海外の競争当局等に対する技術支援の分野でUNCTADと協力を進めている。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、平成28年9月から、ASEAN(東南アジア諸国連合)競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局の協力の下、日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用した新たな技術支援プロジェクトを開始しており、我が国における研修やASEAN加盟国における現地ワークショップを開催している。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、平成28年7月から平成30年7月にかけて 当委員会事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてインドネシアの競争当局に派 遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成28年4月18日か ら同月21日にかけてインドネシアの競争当局の職員20名を、平成29年2月7日から同月 10日にかけてインドネシアの競争当局の職員10名を、それぞれ我が国に招へいし、競争 法・政策等に関する研修を実施した。さらに、平成28年8月22日から同月24日にかけて インドネシア・ジャカルタにおいて開催されたインドネシアの競争当局等向け現地セミ ナーに当委員会事務総局の職員及び学識経験者を派遣した。

(2) モンゴルに対する技術支援

モンゴルに対して、公正取引委員会は、平成28年5月24日から同月27日にかけてモンゴルの競争当局の長官、裁判官等16名を、平成29年3月14日から同月17日にかけてモンゴルの競争当局の長官、国会議員等15名を、それぞれ我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。さらに、平成28年11月16日から同月17日にかけてモンゴル・ウランバートルにおいて開催されたモンゴルの競争当局向け現地セミナー等に当委員会事務総局の職員を派遣した。

(3) 集団研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成28年度においては、発展途上国13か国から15名の参加を得て、平成28年8月1日から同月19日にかけて実施した。

2 JAIFを活用した技術支援

(1) 訪日研修

公正取引委員会は、平成29年1月11日から同月13日にかけてASEAN加盟国の競争 当局の職員等23名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

(2) 現地ワークショップ

公正取引委員会は、平成29年3月27日から同月29日にかけてベトナム・ホーチミンに おいて開催されたベトナム現地ワークショップに当委員会事務総局の職員及び学識経験 者を派遣した。

3 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD等の国際機関や外国政府等主催の東アジアやアフリカ地域における競争法・政策に関するセミナーに、当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。平成28年度においては、OECD韓国政策センターが主催するワークショップ、アジア開発銀行研究所主催のワークショップ、台湾公平交易委員会が主催するセミナー等に職員を派遣した。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成28年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成28年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行ったりするなどの活動を行っている。平成28年度においては、平成28年4月にシンガポールにおいて開催されたESSECビジネススクール主催アジアの競争法及び競争政策に関する会議、同年6月に中国・香港において開催されたABA(米国法曹協会)Antitrust in Asia フォーラム、同年10月に中国・北京において開催された中国競争政策年次フォーラム2016、平成29年3月にベルギー・ブリュッセルにおいて開催されたブリューゲル研究所主催ワークショップ、同月にドイツ・ベルリンで開催された第18回国際競争カンファレンスに、それぞれ公正取引委員会委員がスピーカーとして参加した。

また, 平成28年4月に米国・ワシントンD. C. で開催された米国司法省反トラスト局主 催カルテル執行に関する会議、同月に台湾において開催された台湾公平交易委員会主催競 争法・政策国際カンファレンス,同年9月に米国・ニューヨークにおいて開催された フォーダム大学主催国際競争カンファレンス、同年10月に東京において開催されたABA 国際法部会秋季会合,同年12月に中国・香港において開催されたアジア競争フォーラム第 12回年次総会、平成29年1月に米国・ロサンゼルスにおいて開催された南カリフォルニア 大学カンファレンス等に、公正取引委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。